

公益社団法人S L災害ボランティアネットワーク・千葉 会則

(名 称・所在地)

第一条 この組織は「公益社団法人S L災害ボランティアネットワーク・千葉」(略称「千葉県S Lネットワーク」,以下「本会」という)と称し、事務局を千葉県内に置く。

(目 的)

第二条 本会は、大地震等の大規模災害に備え、「わが身わが命は自分で守る」ことを基本精神として、地域に根ざした自主的な防災活動・被災地支援活動を行い、会員としてのスキルアップと地域での防災・減災活動の普及を目的とする。

(会員の資格)

第三条 「会員」とは、災害救援ボランティア推進委員会の「災害救援ボランティア養成講座」を修了しかつ、公益社団法人S L災害ボランティアネットワーク(以下「S L災害ネットワーク」という)に加入した者のうち、千葉県に在住・在勤または在学する者をいう。

(活 動)

第四条 第二条の目的を果たすために、各項の活動を行う。

1. 平時の活動

- ・ 災害時の応急活動に必要な技術に関する訓練、知識の習得と防災・減災に関する研修を行うと共に、幅広い情報交換活動を行う。
- ・ 千葉県及び千葉県災害ボランティアセンター連絡会をはじめとする各災害ボランティア団体などとの連携を図り、各種訓練や研修会を行う。
- ・ 災害救援ボランティア推進委員会が主催する「S L養成講座」に対し、受講者募集、講座進行に協力する。
- ・ 会員相互の親睦と交流を図る。

2. 災害時の活動

- ・ 会員は、「わが身と家族の安全を確保」した後に居住地、勤務地域等の災害対応を行うように努める。
- ・ 居住地、勤務地域の安全確保ができた時には、予め各地域ネットで打ち合わせた災害復旧支援活動を行う。
- ・ 必要に応じ、千葉県内及び他地域において千葉県災害ボランティアセンター連絡会の求めに基づき災害救援活動を行う。

(運 営)

第五条 本会の運営は、各地域ネットの代表及び各地区代表による役員(以下「地区運営委員」という)により組織されたS L災害ボランティアネットワーク地区運営委員会(以下「地区運営

委員会」という)により運営される。

(役員)

第六条 地区運営委員会は、地区運営委員の互選により、会長1名、副会長若干名、事務局長1名を選出する。また、顧問を置く事ができる。

2.地区運営委員の任期は1年とし再任は妨げないものとする。

3.地区運営委員の中から「SL災害ネットワーク」の本部運営委員を推薦する。

4.会計担当者、監査を各1名選任する。但し、会計担当者は事務局長が兼任することができる。

(地区運営委員会の招集)

第七条 地区運営委員会は、会長がこれを招集し、原則として毎年奇数月に開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

(活動報告会)

第八条 活動報告会は、活動年度終了後2か月以内に会長の招集により開催する。

2.活動報告会の決議事項は、報告会出席者の過半数を以って可決する。

(活動年度)

第九条 活動年度は、1月1日より12月31日の1年間とする

(運営費)

第十条 本会の運営は、SL災害ネットワークの補助金等を以って行われる。

但し、各訓練・研修等に於いては、必要な費用を徴収することができる。

(組織)

第十一条 本会は、千葉県下を「図1」のとおり10の「地域ネット」単位に分けて活動する。会員は、原則として在住・在勤または在学のいずれかの地域ネットに所属するが、他地域ネットの活動に参加することができる。

(会則の改廃)

第十二条 会則の改廃は、地区運営委員会出席者の3分の2以上の議決により決定し、活動報告会において承認を受ける。

付則1.本会則に定めのない事項については、「SL災害ネットワーク」の定款の定めるところによる。

付則2. この会則は、平成19年2月4日より施行する

改訂 平成20年1月30日より施行する

改訂 平成21年1月31日より施行する

改訂 平成22年2月14日より施行する

改訂 平成24年1月22日より施行する

改訂 平成28年1月23日より施行する

【図.1】

千葉県

2016年版



【ネット編成に関するお問い合わせ】

公益社団法人SL災害ボランティアネットワーク事務局
〒102-0073 東京都千代田区九段北1-15-2 3F
TEL.03-6822-9900 FAX.03-3556-8217
MAIL.sl@saigai.or.jp